

長崎県立長崎高等技術専門校 植栽管理業務仕様書

長崎県立長崎高等技術専門校の植栽の管理業務について規定するものであり、作業の概要を示すものであるから、現地の状況に応じ、本書に記載のない事項にあつては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」によるものとする。

また、業務の遂行にあつては、仕様・目的を熟知し、関係法令を遵守し、安全かつ効率的に業務を行うとともに、専門校の運営に支障を来さないように努めなければならない。

1. 施設場所

西彼杵郡長与町高田郷 547-21（長崎高等技術専門校の施設内）

2. 業務内容（別紙の「植栽図面」参照）

植栽の管理

①剪定・除草・施肥・病虫害駆除・記録

(ア)剪定業務

・寄植剪定（黄色）	2,013.67 m ²	年 1 回
・生垣剪定（赤色）	429.36 m ²	年 2 回
・高木剪定	166 本	年 1 回

(イ)除草業務

・人力除草（黄色）	2,013.67 m ²	年 2 回
・人力除草（テニスコート側崖法面）（桃色）	約 100 m ²	年 1 回
・機械除草（紫色）	約 2,000.00 m ²	年 2 回
【うち運動場下の法面	2461.05 m ²	年 1 回】
・機械除草（運動場）	約 4,000 m ²	年 1 回
・芝刈り（緑色）	2,831.05 m ²	年 3 回

(ウ)施肥業務

・高木	166 本	年 1 回
・中木	79 本	年 1 回
・寄植	2,013.67 m ²	年 1 回
・芝生	2,831.05 m ²	年 1 回

(エ)病虫害駆除

・夏期	寄植	1 回
・冬期	高木、中木、寄植	1 回

3. 契約期間及び定期点検回数・時間

①契約期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

②作業時間 原則として本校執務時間内に行うものとするが、駐車場周辺等の作業に支障ある場合は、日程調整を行う。

4. 業務実施要領

- (1) 植物の形状、生育状況及び植物の病虫害等に対する点検並びに剪定、除草、施肥、病虫害防除のための薬液散布等業務の際、異常を発見した場合は、速やかに委託者に報告すること。
- (2) 作業実施後は「作業報告書」を提出すること。

5. 損害賠償

作業ミスにより、けが等人的被害が生じたときは、受託者が損害賠償を負わなければならない。

6. 協議

この事項に関し疑義が生じた時には、両者協議の上決定する。